

前原暫定集会施設 ご利用の案内



受 付 公益法人小金井市商工会
電話番号 042-387-9810 (申込・問合せ)

担 当 課 小金井市市民部コミュニティ文化課 (東小金井駅開設記念会館内)
電話番号 0422-30-0660

1 名称及び所在地

名称 小金井市前原暫定集会施設

位置 小金井市前原町 3-33-27

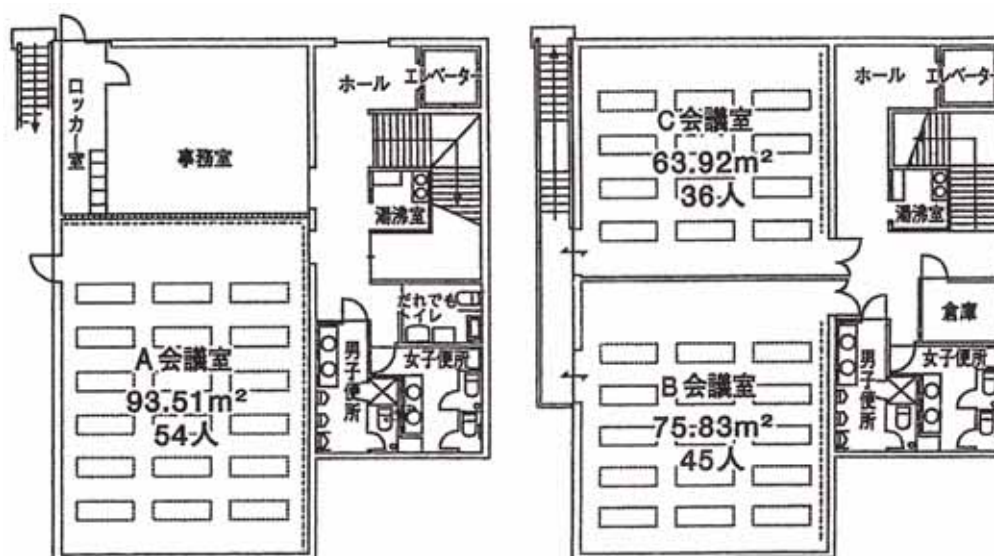
J R「武蔵小金井駅」徒歩約 7 分

電話 0 4 2 - 3 8 7 - 9 8 1 0

2 施設概要

【1階】A会議室 54人 93.51m²

【2階】B会議室 45人 75.83m² C会議室 36人 63.92m²



3 使用時間

午前 9 時～午後 10 時の間で、1 時間単位で受付けます。承認時間の中には準備及び片付けに要する時間も含まれます。使用時間を厳守するよう、お願いいたします。

4 使用期間

同一の利用者が連続して使用できる期間は次のとおりです。

会議等目的：引続き 5 日以内

展示等目的：引続き 8 日以内

5 使用料

使用時間帯		A 会議室	B 会議室	C 会議室
午前 9 時から午後 10 時まで 1 時間当たり		500 円	400 円	300 円
延長	使用時間帯前後 1 時間当たり	500 円	400 円	300 円

営利または、入場料等が 501 円以上の場合は、100%増

6 休館日

毎月第2月曜日及び第4月曜日。(祝日も変わりません)

1月1日から同月3日及び、12月29日から同月31日まで。

7 駐車場

搬入搬出用及び、身体の不自由な方の駐車場しかありません。(各1台分)

搬入搬出が終わりましたらすみやかに車の移動をお願いします。近隣居住者の迷惑になりますので、路上駐車は固くお断りいたします。

8 申請方法

申請期間 使用日の3ヶ月前の月の10日から、使用日の3日前まで。

受付場所 当施設隣の市民会館窓口(商工会ビルの1階)で行います。

9 申請上の注意

- ・ 申請者が中学生以下の場合は、保護者の同意が必要です。
- ・ 市の行事等が入っている場合は、使用出来ない場合があります。
- ・ 電話での予約は受けませんが、郵送や電話による申請は出来ません。

10 初日の受付

毎月10日の午前10時から初日受付を当施設の会議室で行います。開始時間までにお集まりください。初日受付が休館日に当たるときは、その翌日に行います。

また初日受付の際は、抽選により申請の順番を決定します。抽選に参加できるのは、1団体につき1名様に限らせていただきます。

11 申請の取消

使用申請の取消しをした場合、次のとおり既納使用料の還付が受けられます。ただし、手続きの際はお渡し済みの承認書と認印が必要となります。(スタンプ式、三文判も可)

30日前までに使用の取消をしたとき。 全 額

29日から3日前までに使用の取消をしたとき。 2分の1

12 使用日時・部屋の変更

他の利用者の迷惑にならない限り、使用時間の延長や部屋の変更は可能です。その際、既納使用料と変更後の使用料の追加料金をお支払いいただきます。

ただし、午後10時以降の延長は出来ません。

13 喫煙について

施設内はすべて禁煙です。喫煙される場合は、屋外の指定の喫煙場所をお願いします。

1 4 原状回復の義務

会場の返還の際は原状回復をお願いします。

時間内の原状回復ができずに、次の利用者に迷惑をかけた団体には、今後の使用をお断りすることもありますので、ご注意下さい。

1 5 使用の不承認

次に該当するときは、使用の承認ができません。

公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。

建物や備付物件をき損する恐れがあるとき。

管理上支障があるとき。

その他、市長が不相当と認めたとき。

1 6 使用承認の取消

次のいずれかに該当の場合は、使用を停止、制限又は、取消することがありますので、ご注意ください。

使用の権利を譲渡又は転貸したとき。

使用の承認を受けた目的以外の使用をしたとき。

無許可で物品販売や募金活動等を行ったとき。

市の条例又は、条例に基づく規則に違反したとき。

災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。

公益上その他、特に必要な事態が生じたとき。

1 7 禁止事項

使用許可のない部屋へは立ち入らないでください。

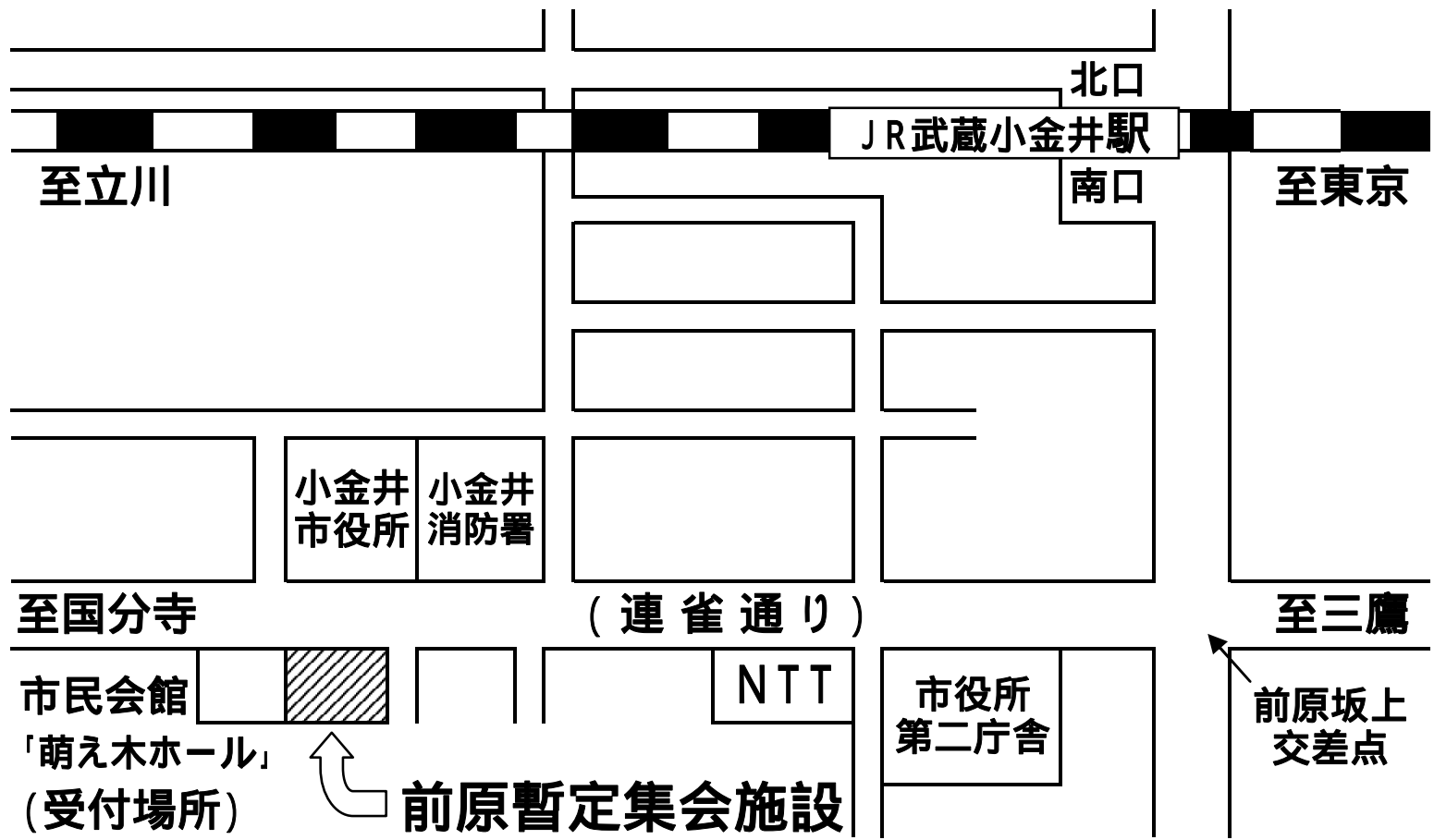
許可なく施設に掲示物を貼らないでください。

施設内へ危険物を持ち込まないでください。

大きな音を出さないでください。

1 8 非常時のお願い

- ・ 施設の設備や非難口等をあらかじめご承知おきください。
- ・ 地震、火災等の非常時にはドアを開放し、来場者の安全を確保してください。
- ・ 出入口、非常口、通路、消火設備等の付近には、物を置かないでください。
特に、階段付近で受付をする場合は、防火戸の動作を妨げないでください。
- ・ 大規模地震警戒宣言が発令されたときは、係員の指示に従ってください。



至立川

北口
JR武蔵小金井駅

南口

至東京

小金井市役所
小金井消防署

(連雀通り)

至国分寺

至三鷹

市民会館
「萌え木ホール」
(受付場所)

前原暫定集会施設

NTT

市役所
第二庁舎

前原坂上
交差点